

東京都の金融経済教育

金融経済教育推進のしくみ

●第11回東京都多重債務問題対策協議会で承認（H26.1.27）

金融経済教育の今後の実施方針

- ◎金融経済教育部会については、消費者教育推進法に基づき設置された「東京都消費者教育推進協議会」に、その機能を統合する。
- ◎都の金融経済教育は、消費者教育の中の重要な分野として、同協議会の意見を聴取しながら、一元的に実施していく。
- ◎都の金融経済教育を含め消費者教育の取組実績について、毎年度、多重債務問題対策協議会に報告する。

●東京都消費者教育推進協議会

【概要】

- 役割 消費者教育に関する情報交換・調整及び連携強化を図るために設置
(H25.5.21)
- 位置付け 東京都消費生活対策審議会の部会
- 構成 消費者団体・事業者団体・その他関連団体代表、大学教授、弁護士、庁内関係部署

●東京都の消費者教育の推進

【東京都消費生活基本計画について】

- 計画期間：平成30年度からの5年間
- 位置付け：東京都消費生活条例に基づく基本計画と消費者教育推進法に基づく都道府県消費者教育推進計画を一体的に策定
- 計画に基づく消費者教育の推進
 - ・東京都消費者教育推進協議会の意見を踏まえて計画を策定するとともに消費者教育に関する施策を推進
 - ・5つの政策の柱のうち、政策4に消費者教育の推進を位置付け

【東京都消費生活対策審議会】

- 令和元年9月に、第25次東京都消費生活対策審議会から「成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために都が進めるべき消費者教育について」答申を受けた。
- 答申において、キャッシュレス化の進展など消費者を取りまく環境は大きく変化しているほか、成人になるとクレジットを利用した高額契約を行うことが多くなることを踏まえ、学校教育で金融経済教育を含む消費者教育を通じて、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）の向上を図る必要があるとされた。
- 第25次東京都消費生活対策審議会答申を受けて、令和2年度、東京都消費生活総合センターに消費者教育コーディネーターを配置し、教育庁と連携し、都内高等学校等へ消費者教育コーディネートを実施している。

消費者教育(金融経済教育)の最近の取組状況

1 主な消費者教育(金融経済教育)啓発事業

(1) 一般向け

- 金融経済をテーマにしたセミナー
 - ・~~知ってトクする暮らしの連続講座～人生100年時代を安全に安心して生きるために～(R2.10～12)~~
 - ※新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み中止
- 出前講座の実施(通年)
- 30歳～50歳代のミドル層向けの読本「飯田橋四コマ劇場～アニキとコ・ブ・ンが指南!? 目指せ安心・満足の充実ライフ～」で老後の備え(年金)を解説(通年)

(2) 若者向けほか

- WEB版 消費者教育教材(高校生向け)
 - ・「もしも未来が見えたなら～いつかクレジットカードを使う日に～」の改訂(R1.3)、指導者用資料等も作成
- 学校向け出前講座の実施(通年)
- 都内全高校の2年生を対象に消費者教育・啓発用ノートを作成、配布(R2.12)
- 若者向けの読本「飯田橋四コマ劇場～アニキとコ・ブ・ンが指南!? 輝かしい社会人への第一歩～」で金融商品との向き合い方等を解説(通年)
- 金融経済をテーマにしたセミナー
 - ・~~冬の親子講座「親子で学ぼう、お金の使い方」(R2.12)~~
 - ※新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み中止



(3) 高齢者向け

- 金融経済をテーマにしたセミナー
 - ・消費生活講座「あなたも狙われてる? スマホの向こうに潜むワナ」(R2.2)
- 高齢者向けの読本「飯田橋四コマ劇場～アニキとコ・ブ・ンが指南!? 安心セカンドライフへの道～」で悪質商法の手口や対処法を紹介(通年)
- 消費生活情報誌「東京暮らしねっと」令和2年1・2月号の今月の話題に、「金融商品の後悔しない選び方～自分の「目的」に合った商品を選び、「理解できない」商品は避けましょう～」を掲載
- リーフレット「東京都からのお知らせ～悪質商法が狙っています!～」の作成、配布(R2.9)
- 高齢者見守り人材向け出前講座の実施(通年)



2 学校(教員)への情報提供

- 消費生活総合センターで作成している教育教材及び学校向け出前講座(講師派遣制度)など、学校で活用できる情報について、義務教育指導課の事業説明会の場で情報提供